

## 地震・風水害などの自然災害や火災に伴う不燃廃棄物搬入の基準

彦根愛知犬上広域行政組合 小八木中継基地

この基準は、彦根愛知犬上広域行政組合一般廃棄物中継施設の設置および管理に関する条例（令和3年組合条例第3号）第5条および彦根愛知犬上広域行政組合一般廃棄物中継施設の設置および管理に関する条例施行規則（令和3年組合規則第3号。以下「規則」という。）第11条第1項第1号の規定に基づき中継施設使用料（以下「使用料」という。）を減免する場合の要件、搬入までの手続きおよび搬入の基準を定めるものとする。

### 減免の要件

次に掲げる廃棄物を搬入する場合は、使用料を免除できるものとする。

- ◆ 地震・風水害などの自然災害や火災（以下「天災等」という。）に被災した自宅等（以下「被災住宅」という。）の片付け・清掃などに伴う不燃廃棄物
  - ※ ただし、自己以外の者（賃貸住宅の所有者や建設業者など）が被災住宅を改修・解体して発生した不燃廃棄物と混在する場合は、搬入できないものとする。
- ◆ 被災住宅を自己が改修・解体して発生した不燃廃棄物（建築廃材）
  - ※ 被災住宅が併用住宅の場合は、住居部分から発生した不燃廃棄物を搬入する場合にのみ使用料を免除できるものとし、住居以外の部分から発生した不燃廃棄物は搬入できないものとする。
  - ※ 次に掲げる産業廃棄物は、搬入できないものとする。
    - ◇ 店舗や事業所等の住宅以外の施設から発生した不燃廃棄物（建築廃材を含む）
    - ◇ 賃貸住宅の所有者・管理者等が改修・解体して発生した不燃廃棄物（建築廃材）
    - ◇ 建設業者等が改修・解体して発生した不燃廃棄物（建築廃材）

### 搬入までの手続き

天災等に伴う不燃廃棄物を搬入するために小八木中継基地を使用しようとする者で使用料の減免を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、搬入までに次に掲げる手続きを経て不燃廃棄物搬入の許可および使用料の減免を受けることができる。

- ◆ 申請者は、天災等に伴う不燃廃棄物を搬入しようとする旨を災場所の市町の担当課（以下「市町担当課」という。）または小八木中継基地へ事前に連絡（以下「事前連絡」という。）する。
- ◆ 市町担当課または小八木中継基地は、申請者から事前連絡を受けたときは、申請者から被災の日時や概要、申請者と被災住宅の所有者・居住者との関係、被災住宅を改修・解体する時期・主体・施工者などの計画の概要、搬入しようとする廃棄物の種類や量などの事情を聴取する。
- ◆ 市町担当課および小八木中継基地は、申請者の立会のもとで、いずれか一方または両方による被災住宅の現地調査を実施し、不燃廃棄物搬入許可の要件および使用料減免の要件を満たしていることの確認（以下「要件確認」という。）を行ったうえで、その後の手続きおよび廃棄物の搬入方法を申請者へ説明する。ただし、特別の事情等がある場合は、現地調査以外の方法で要件確認を行うことができる。
- ◆ 申請者は、地震・風水害などの自然災害に被災した場合は災場所の市町の所管部署で、火災に被災した場合は所轄の消防署で、「り災証明書」の交付を受ける。
- ◆ 使用料減免申請の手続きは、規則第12条の規定によるものとし、次の手順により、不燃廃棄物搬入許可申請および搬入許可の手続きならびに不燃廃棄物搬入の手続き

の前または同時に行う。①申請者は、市町担当課へ「り災証明書」の写しを提出したうえで要件確認を要請する。②市町担当課は、要件確認のうえ「中継施設使用料減免申請書」の関係機関証明欄へ記名・押印して申請者へ返却する。③申請者は、小八木中継基地へ「り災証明書」の写しを添えて「中継施設使用料減免申請書」を提出する。

- ◆ 申請者は、搬入しようとする不燃廃棄物が大量の場合は、搬入する日の前日までに搬入予定日および搬入予定廃棄物の種類と量を小八木中継基地へ連絡し、搬入が可能か否かを確認する。小八木中継基地は、申請者へ搬入の可否を返答するとき、中継施設の廃棄物受入許容量の限度を超える恐れがある場合は、申請者に対して搬入を断りまたは搬入量を制限して搬入時期の延期を要請することがある。
- ◆ 不燃廃棄物搬入許可申請および搬入許可の手続きは、規則第6条第1項および第7条第1項の規定によるものとし、申請者は、市町担当課で不燃廃棄物搬入許可申請を行い、市町担当課は、要件確認のうえ「不燃廃棄物搬入許可書」を交付する。
- ◆ 不燃廃棄物搬入の手続きは、規則第9条第1項の規定によるものとし、不燃廃棄物搬入の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、廃棄物を搬入する際に小八木中継基地へ「不燃廃棄物搬入許可書」を提出する。

### **搬入の基準**

- ◆ 廃棄物を搬入する場合の搬入できる日時、使用者の範囲、搬入廃棄物の種類および搬入基準は、規則第2条から第5条までの規定による。
- ◆ この基準により廃棄物を搬入することができる車両は、軽自動車（軽トラックを含む）、普通乗用車または2t程度以下のトラックとし、使用者は、搬入車両に応じた最大積載量を順守する。
- ◆ 使用者は、汚泥（壁土、揚土など）を搬入する場合は、汚泥を土のう袋等に入れ、十分に水切りしたうえで搬入する。土のう袋等の中に汚泥以外の草・木・その他ごみ類などが混入している場合は、搬入できないものとする。
- ◆ 使用者は、小八木中継基地の場内では、安全を確保するため、廃棄物を適正に処分するために、施設職員の指示に従い、自ら搬入廃棄物の荷降ろしを行う。
- ◆ 産業廃棄物の搬入、過積載での搬入、許可業者以外の者による代理搬入などの不適正な搬入はできないものとする。
- ◆ 小八木中継基地は、使用者が規則第8条第1項各号のいずれかに該当するとき、もしくは規則第9条第2項に該当するときは、使用の許可を取り消し、廃棄物の搬入を拒否または制限し、当該廃棄物を持ち帰らすことができる。

### **その他**



- ◆ 市町担当課および小八木中継基地は、この基準の運用にあたっては、情報共有を徹底し、必要に応じて双方での協議を適宜に行うなど緊密な連携を図り、被災者に寄り添った丁寧な住民対応に努めるとともに、一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努める。
- ◆ この基準は、令和5年6月7日から施行する。

※ 市町担当課


|              |
|--------------|
| 彦根市 生活環境課    |
| 愛荘町 暮らし安全環境課 |
| 豊郷町 住民生活課    |
| 甲良町 住民人権課    |
| 多賀町 産業環境課    |

# 地震・風水害などの自然災害や火災に伴う不燃ごみ搬入の流れ



## 1 事前連絡、事情聴取

|                 |   |
|-----------------|---|
| 申請者             | 市町担当課 または 小八木中継基地   |
| 天災等に伴う不燃ごみ搬入を連絡 | <br><br>事情を聴取<br>被災の日時や概要<br>被災住宅の所有者・居住者との関係<br>被災住宅の改修・解体計画の概要<br>搬入ごみの種類や量 |




## 2 現地確認、説明

|     |  |
|-----|--|
| 申請者 | 市町担当課、小八木中継基地 のいずれか一方または両方   |
| 立会  | <br>現地調査<br>要件確認のうえ、その後の手続きや搬入方法を説明 |

## 3 り災証明書の交付



|            |  |
|------------|--|
| 申請者        | 自然災害にり災した場合は、市町の所管部署<br>火災にり災した場合は、所轄の消防署  |
| り災証明書の交付申請 | <br><br>り災証明書を交付 |

## 4 減免申請手続き




|                         |  |         |
|-------------------------|--|---------|
| 申請者                     | 市町担当課  | 小八木中継基地 |
| 要件確認を要請<br>り災証明書の写しを提出  | <br><br>要件確認のうえ、<br>減免申請書の関係機関証明欄に<br>記名・押印して返却 |         |
| 減免申請書を提出<br>り災証明書の写しを添付 |    |         |

※ 「6 搬入許可申請・搬入許可の手続き、搬入手続き」の前または同時に行う。

## 5 搬入ごみが大量の場合、搬入可否の確認

|  |   |
|--|---|
| 申請者                                      | 小八木中継基地   |
| 搬入日の前日までに<br>搬入予定日、ごみの種類・量を連絡<br>搬入可否を確認 | <br><br>搬入可否を返答<br>受入許容量限度超過の恐れがある場合は<br>搬入拒否または搬入量制限のうえ<br>搬入時期の延期を要請することがある |

## 6 搬入許可申請・搬入許可の手続き、搬入手続き

|                     |  |         |
|---------------------|--|---------|
| 申請者                 | 市町担当課  | 小八木中継基地 |
| 搬入許可申請<br>本人確認書類を提示 | <br><br>要件確認のうえ、<br>搬入許可書を交付 |         |
| 不燃ごみを搬入<br>搬入許可書を提出 | <br>廃棄物確認のうえ、<br>搬入を受入   |         |

※ 「4 減免申請手続き」と同時に行うことができる。

- ◆ 市町担当課および小八木中継基地は、情報共有を徹底し、必要に応じて双方での協議を適宜に行うなど緊密な連携を図り、被災者に寄り添った丁寧な住民対応に努めるとともに、一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努める。